稲城市市庁舎放火事件検証委員会設置要綱

制定 平成27年12月10日市長決裁

(設置)

第1条 平成27年11月30日に発生した放火事件(以下「事件」という。)を受け、 市役所の安全対策並びに業務上の課題等を整理し、市の正当な業務に対する不当 な要求等に対して迅速・的確な対処及び被害を最小限に抑え、市民が安心して訪 れ、職員が安心して業務を遂行できる環境を整えるため、稲城市市庁舎放火事件 検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検証及び審議する。
 - (1) 市庁舎の安全対策及び防災・危機管理対応等に関する事項
 - (2) 事件からの復旧、市民及び職員等の避難及び誘導等に関する事項
 - (3) 消防設備及び電気・機械設備に関する事項
 - (4) 接遇及びメンタルヘルスに関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、事件に相当の関係を有するものと認められる事項

(組織)

- 第3条 委員会は、副市長の主宰の下に、稲城市庁議規則(昭和53年稲城市規則第 29号)第10条第1項に規定する部長会議委員をもって構成する。
- 2 前項の規定にかかわらず、副市長は、必要があると認めるときは、事件に関係する職員の出席を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長を置き、総務部長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(作業部会)

- 第6条 委員会の所掌事務を分掌させるため、作業部会を置く。
- 2 作業部会は、企画部課税課長及び収納課長、総務部総務契約課長、人事課長、 情報管理課長及び財産管理課長、市民部市民課長及び保険年金課長、福祉部生活 福祉課長、都市建設部建築保全課長、会計課長、教育部教育総務課長並びに稲城 市消防本部予防課長及び防災課長をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、総務部総務契約課長をもって充てる。
- 4 部会長は、部務を掌理し、作業部会を代表し、作業部会の経過及び結果を委員会に報告する。
- 5 作業部会に副部会長を置き、総務部人事課長をもって充てる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 7 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、総務部総務契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長 が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成27年12月10日から施行する。